

別表 2

援 護 費 支 給 基 準 額 表

援護費支給 基準額区分			加算基準日額	特 別 加 算 額	
妊産婦が属する 世帯の階層区分			〔入院期間が 7日を超え た場合の1 日当たりの 加算額〕	〔入院中に手術療法等を 受けた場合の加算額〕	
				開 腹	分娩誘発 その他
生活保護法による 被保護世帯（単給 世帯を含む）	A	円 9, 1 0 0	1, 3 0 0	円 8, 7 0 0	円 3, 0 0 0
市町村民税非課税 世帯	B	7, 3 0 0	1, 0 0 0		
所得税非課税世帯	C	6, 4 0 0	9 0 0		
所得税の課税世帯 の 所 得 税 年 額 30,000円以下の 世帯	D	5, 5 0 0	8 0 0		
備考					
1 この表の「所得税の課税世帯の所得税年額30,000円以下の世帯」とは、所得税（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）および災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項各号（第2号および第3号については、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係る部分に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項および第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項および第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項および第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項および第2項、第41条の19の4第1項および第2項ならびに第41条の19の5第1項 (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条					
2 前年分の所得税または当該年度の市町民税の課税関係が判明しない場合の取り扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税または前年度の市町村民税によることとする。					
3 世帯階層区分の認定は、当該妊産婦の属する世帯の構成員およびそれ以外の者に妊産婦を扶養しているもののうち、当該妊産婦の扶養義務者のすべてについて、その所得税の課税の有無により行うものである。					